

議案第19号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する物品売買契約の締結上の過失による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

東京都豊島区

個人

2 和解の要旨

県は、損害賠償金354円を支払うものとする。

3 事件の概要

カメラ用レンズの競売において、鳥取県会計管理者会計局会計指導課所属の職員が、その規格を誤って公告していたため、和解の相手方との売買契約を解除したことに伴い、和解の相手方が負担した売買代金の振込等に要した経費を県が負担しようとするものである。